

# げんでんつるが

特別号  
2018年2月  
第49号

敦賀発電所2号機の新規制基準適合性に係る審査会合(4回目)が  
昨年12月に開催され、敷地内破砕帯評価について審査が始まりました。



日本原子力発電株式会社

## 1. 審査会合(4回目)の概要について

- 審査会合(4回目)では、当社から敷地内破砕帯評価について説明し、原子力規制委員会には有識者会合以降の新たな調査結果(拡充したデータ等)を含めて評価していることを理解していただきました。その際に、原子力規制委員会からいただいた指摘等については、迅速かつ的確に対応してまいります。
- また、原子力規制委員会からは、今回新たに浦底断層による揺れの評価手法についても、敷地内破砕帯評価と並行して説明するよう求められ、当社として対応を進めてまいります。

### 【当社からの主な説明内容】

#### ◇ 敷地内破砕帯の活動性

破砕帯の中で、活動時期が新しい4本の破砕帯を、詳細に評価する代表破砕帯として選定<sup>※1</sup> (代表破砕帯：右図①～④)

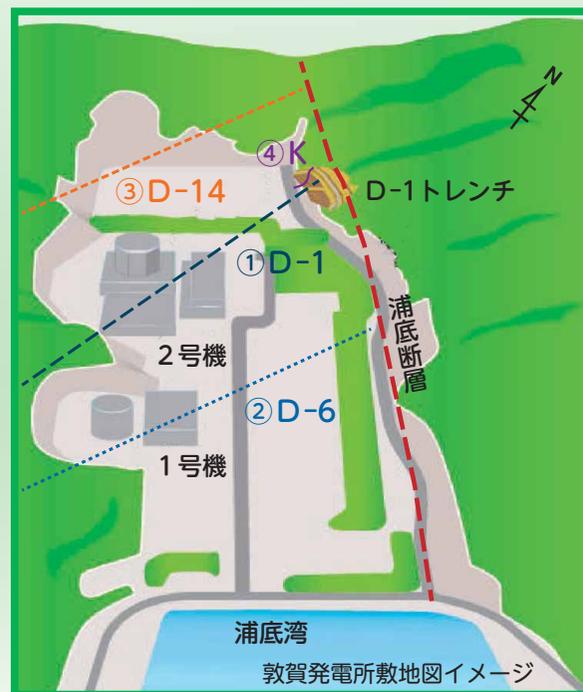
代表破砕帯は、後期更新世(約12万～13万年前)以降の活動がなく、活断層<sup>※2</sup>ではないと評価。

4本の代表破砕帯より活動時期が古いその他の破砕帯についても、全て活断層ではないと評価。

#### ◇ 浦底断層と破砕帯の連動性

浦底断層と破砕帯の活動時期が大きく異なっており、連動することはないと評価。

詳細に評価する4本の代表破砕帯



### 【原子力規制委員会からの指摘等】

- ◇ 代表破砕帯を選定した理由について、詳細に説明すること。
- ◇ D-1トレンチ内の地層の年代特定に必要な火山灰の分析結果等について、詳細に説明すること。
- ◇ 破砕帯評価と並行して、浦底断層による揺れの評価手法についても説明すること。

※1：過去の有識者会合では、D-1、Kだけに焦点を当てた議論でしたが、現在の原子力規制委員会の審査では、全ての破砕帯が評価の対象であり、その中から代表破砕帯を選定しています。

※2：過去に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層。原子力発電所の耐震設計では、後期更新世以降の活動が否定できない断層を活断層としています。

## 2. 原子炉設置変更許可申請(新規規制基準への適合性確認申請) 審査対応の経緯について

- 2015年(平成27年)11月の申請後に開催された審査会合(1回目)で、原子力規制委員会から審査の進め方が示され、2016年(平成28年)2月の審査会合(3回目)では、敷地内破砕帯評価など審査会合で確認すべき項目が示されました。これらを踏まえて当社は、他原子力発電所の審査状況なども参考にしながら敷地内破砕帯評価の審査資料を準備し、その後2016年(平成28年)11月から原子力規制庁とのヒアリングを9回積み重ね、審査会合の準備が整ったことから、2017年(平成29年)12月に、審査会合(4回目)が開催されました。



日本原子力発電株式会社 敦賀事業本部 立地・地域共生部

お問い合わせ先 〒914-0051 福井県敦賀市本町2丁目9-16 TEL 0770-25-5713 (土日祝日を除く9時～17時)

敦賀発電所安全対策および敦賀発電所2号機新規規制基準適合性審査に係る情報については、当社ホームページに掲載しています。(http://www.japc.co.jp)